

■令和5年度 田園住居地域制度に関する意向調査票■

この回答結果をもって指定を行うわけではありません。

問1 田園住居地域に指定された場合、どのような土地利用をお考えですか。

【複数回答可】

1. 農産物直売所、農家レストラン等（床面積 500 m²以下、2 階以下）
自家販売用の加工所等
2. 温室、集出荷施設、米麦乾燥施設、貯蔵施設等
3. 農機具収納施設等
4. 農地
5. その他（よろしければ、下枠に具体的にご記入ください。）

問2 所有されている農地の生産緑地指定について伺います。

次の1～6で当てはまる項目に○をつけてください。【複数回答可】

1. 平成3年以前に生産緑地に指定された農地（旧法）
2. 平成4年以降に生産緑地に指定され、指定後30年経過していない農地（新法）
3. 特定生産緑地
4. 平成4年以降に指定され、指定後30年経過前に特定生産緑地の指定を受けなかった農地
5. 生産緑地に指定されていない農地
6. 不明

問3 田園住居地域に指定されると、田園住居地域内の農地（生産緑地地区内に関わらず、耕作の目的に供される土地）は原則300m²以上の開発行為等を行うことができなくなります。また、300m²未満の開発行為等は市長の許可が必要となります。これを踏まえて、土地活用に支障が出てくるとお考えですか。

1. 思う
2. 思わない
3. わからない
4. その他（よろしければ、下枠に具体的にご記入ください。）

問4 所有されている農地が現在、「平成4年以降に生産緑地に指定され、指定後30年経過前に特定生産緑地の指定を受けなかった農地」及び「市街化区域農地」であれば一部税制に変化が生じますが（別紙赤色枠）、生産緑地の中でも「平成3年以前に生産緑地に指定された農地」、「平成4年以降に生産緑地に指定され、指定後30年経過していない農地」及び「特定生産緑地」は、田園住居地域に指定されても税制措置に変化は生じません（別紙緑色枠）。そのことについて、ご存知であったかお伺いします。

*別紙「田園住居地域及び生産緑地制度の規制内容と税制措置の概要」をご覧ください。

1. 知っていた
2. 知らなかった
3. その他（よろしければ、下枠に具体的にご記入ください。）

--

問5 田園住居地域制度は用途地域[※]の一種です。所有されている農地が田園住居地域に指定されると地域内全ての農地に問3の規制等が適用され、市の都市計画として見直しを行うまで用途地域を変更することはできません。問1～4を踏まえて、改めて田園住居地域の指定についてのお考えをお伺いします。

※用途地域：まちづくりのルールの一つで、その地域において建築可能な建物の用途や建蔽率、容積率などを定め、住宅、店舗、工場など建物の適正な配置を誘導することにより、良好な市街地を形成するものです。なお、東久留米市の定める用途地域等に関する指定基準では、田園住居地域はおおむね1ha以上の規模とするとされています。

1. 指定してほしい
2. 指定してほしくない
3. どちらでもない
4. その他（よろしければ、下枠に具体的にご記入ください。）

--

問6 よろしければお名前、ご住所、電話番号をご記入ください

お名前	
ご住所	
電話番号	

意向調査は以上です。

ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて10月20日（金）までに郵便ポストに投函してください。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。